

広報

11

ゆうすい

2021

Vol.200

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

広報ゆうすい200号 発行

平成17年3月に栗野町と吉松町が合併し、湧水町となりました。広報ゆうすいは平成17年4月に第1号を発行。第1号の発行から16年7ヶ月経過した今月号で、通算200号を迎えました。

湧水町では毎月の月初めと月中ごろに文書を配布しており、広報誌は月の中旬に毎月1号発行してきました。町からのお知らせなどを伝える旬報とすみ分けるように広報ゆうすいでは、国、県からのお知らせやその月に町でおきた出来事など様々な情報を写真などをふんだんに使い、掲載してきました。

また広報誌は町外、県外の方々にも触れていただく機会が多いこともあり、湧水町の魅力を引き立てることのできる紙面を作ってきました。

これからも広報ゆうすいでは、町民のみなさんに親んでもらえる、町外、県外のみなさんに湧水町の良さを伝えられる広報誌を目指していきます。



2005年4月発行 広報ゆうすい第1号

「幸田小学校 140 周年記念事業」

「田植え・稲刈り体験」を町地域おこし協力隊と連携し実施！

「棚田の田植え・稲刈り
体験プロジェクト」

高齢化や後継者不足等に伴い遊休農地が増加する中で、ここ数年耕作が行われていない荒廃農地を活用し、田植え体験をしながら荒廃農地の利活用と棚田の景観保全に取り組み地域活性化に繋げるため、湧水町幸田地区の「幸田頭の棚田」で湧水町地域おこし協力隊と町技連会が企画し、地元の幸田小学校の児童及び教員と「田植え体験」を6月12日に「稲刈り・脱穀体験」を10月14日に実施しました。



幸田小学校の児童15人は、6月、足元がぬかるみ、思うように動けない中、泥まみれになりながらも子どもたちは一列になって丁寧に田植えをしました。10月、台風にも負けず生長し、黄金色に実った水田で稲刈り・脱穀の体験をしました。

当日は、真夏を思わせる日差しの中で、子どもたちは、汗をかきながら慣れない鎌を使って稲を刈取り、一束ずつワラで結び脱穀機でモミを落とすまでの体験とバインダーを使っての刈り取り体験を行いました。

参加した児童からは、「植えた苗が大きくなって行くのが楽しみだった。今日の稲刈りを頑張りたい。」と元気よく話してくれました。

学校(幼稚園・保育園)給食に提供(棚田米90kg)

10月21日に、幸田小学校児童を代表して3名が、自分達が作った棚田米を学校給食で食べて頂くよう池上町長に「棚田米90kg」を寄贈しました。寄贈された棚田米は11月2日の学校給食に出され、各学校の児童生徒はおいしく頂きました。



右から協力隊の鳥羽 一輝さん、幸田小学校5年の田中 葵葉さん、川島 結香さん、下園 優貴さん

吉松幼稚園の児童も美味しく頂きました。

燃ゆる感動 かがしま国体

特別国民体育大会

熱い鼓動 風は南から

2023

かがしま国体開催まで残り**700日**を切りました。

競技会期 2023年10月13日(金)～16日(月)

カヌー競技(スラローム・ワイルドウォーター)

全体会期 2023年10月7日(土)～17日(火)

ゆめダンス



轟小学校の運動会にてゆめダンスが披露されました。

かがしま国体のイメージソングである「ゆめ～KIBAIYANSE～」にあわせて、児童と一緒に、運動会を応援に来ていた皆さんも楽しくダンスを踊り、盛り上げていました。

花いっぱい運動



7月に町内各小・中学校へお配りした国体推奨花は、児童・生徒たちの協力で応援メッセージを書き添えたシールを貼ったプランターに、植えられ、校内を鮮やかに彩っていました。

本大会時には競技会場を花で飾り、来場者を歓迎する予定です。

メッセージタペストリー

今回、燃ゆる感動かがしま国体湧水町実行委員会ではメッセージタペストリーを制作しました。

全国から訪れるカヌー競技に出場する選手のみなさんへの応援メッセージを書いていただき、かがしま国体の開催時にはカヌー競技会場に展示する予定です。

今後町内で行われるイベント等で見かけた際は応援メッセージの記入にご協力をお願いします。



2020年に開催予定だったかがしま国体は2023年に延期となり、開催までの期間が700日を切りました。2年後の2023年には、湧水町轟の瀬カヌー特設競技場にて10月13日から16日の4日間で、カヌー競技(スラローム・ワイルドウォーター)が行われます。

令和2年度歳入歳出決算の状況

一般会計収支決算の状況

歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	歳入歳出差引額 ③=①-②	翌年度への繰越財源 ④	実質収支額 ⑤=③-④
96億3,113万2千円	93億2,157万8千円	3億955万4千円	1,475万8千円	2億9,479万6千円

令和2年度一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施や国の特別定額給付金の支給により、歳出総額は昨年度比25億2,353万3千円（37.1%）の増額となりました。一方、歳入につきましては上記事業の財源となる国庫支出金や、町債の増加等により24億6,529万円（34.4%）の増となっています。今後の財政状況としては、本町の歳入の約3割を占める地方交付税が減少する見込みのため、厳しい状況にあります。

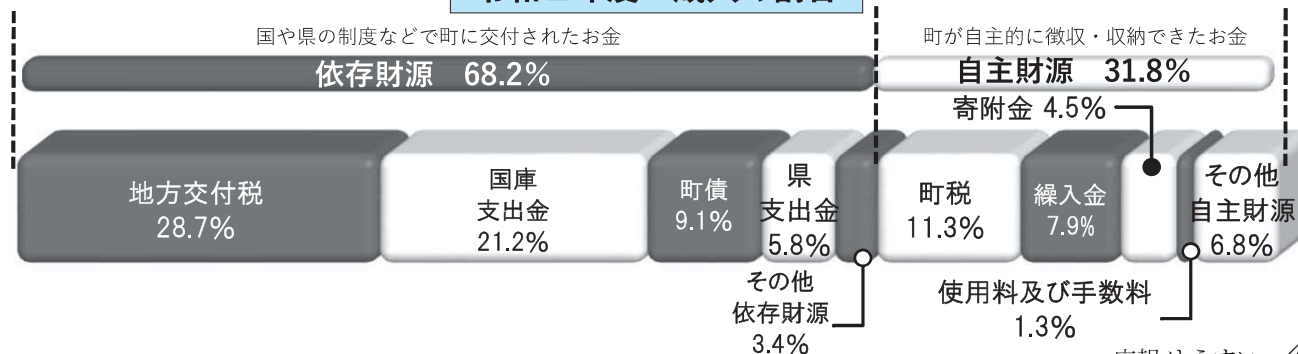
なお、平成25年度に発生した元職員の公金横領による損害賠償金については、前年度末時点で853万9千円の返済があり、未返済額は6,679万円となっています。今後も早期回収に努力していきます。

歳入の状況	一般会計決算額	前年対比
	96億3,113万2千円	24億6,529万円

繰入金 3.3 億円（76.4%）、寄附金 1.1 億円（36.7%）の増加となり、歳入総額における自主財源の割合は 31.8%（2.3%の減）となりましたが、特別定額給付金事業の実施により国庫支出金が増額となったため依存財源は 68.2%となり、国・県の施策に大きく影響を受ける財政構造となっています。

財源	項目	内 容	令和2年度決算額	令和元年度決算額	町民一人あたりの額
依存財源	地方交付税	全国どこでも標準的な行政サービスを受けられるよう国が交付するお金	27億6,886万8千円	26億6,066万1千円	30万9,786円
	国庫支出金	町の特定の事業に対して国から交付された負担金、補助金など	20億4,129万6千円	6億4,546万4千円	22万8,384円
	町 債	町が行う事業の財源に充てるために借り入れたお金(町の借金)	8億7,268万8千円	5億2,669万2千円	9万7,638円
	県支出金	町の特定の事業に対して県から交付された負担金、補助金など	5億5,994万7千円	5億8,576万円	6万2,648円
	その他	上記以外に国・県から交付されたお金(地方消費税交付金)など	3億2,531万5千円	2億8,085万6千円	3万6,397円
自主財源	町 税	みなさんに納めていただいた税金で、町民税、固定資産税など	10億8,963万2千円	11億2,538万9千円	12万1,910円
	繰 入 金	基金等から繰り入れたお金	7億6,424万7千円	4億3,313万6千円	8万5,505円
	寄 附 金	ふるさと納税などの寄付	4億2,937万3千円	3億1,402万1千円	4万8,039円
	使用料及び手数料	町営施設の使用料や、住民票交付手数料など	1億2,675万6千円	1億4,287万9千円	1万4,182円
	その他	繰越金、分担金及び負担金、財産収入、諸収入	6億5,301万円	4億5,098万4千円	7万3,060円
計			96億3,113万2千円	71億6,584万2千円	107万7,549円

令和2年度 歳入の割合

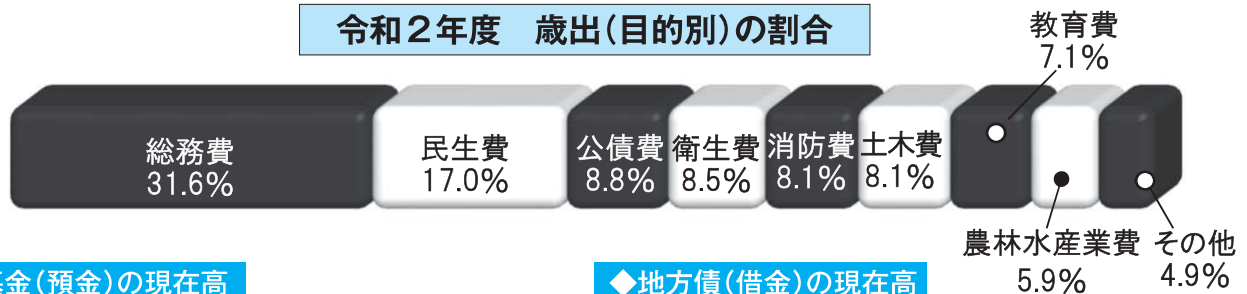


歳出の状況	一般会計決算額	93億2,157万8千円	対前年比	25億2,353万3千円
目的別分類	歳出を行政目的別によって分類したもの			

歳出を目的別にみると総務費が最も大きく、主な事業として、新型コロナウイルス緊急対策事業、行政運営等を行っています。消防費は、防災行政無線の改修を実施したことにより、増加しました。土木費は、土地区画整理費や町道等整備工事費の増額により、増加しました。

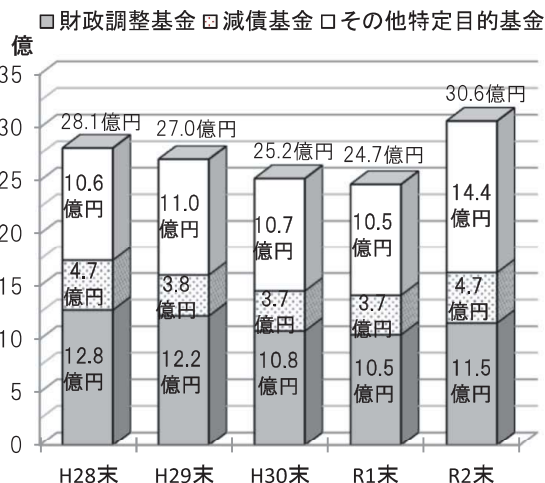
項目	内容	令和2年度決算額	令和元年度決算額	町民一人あたりの額
総務費	行政運営や地域振興、戸籍事務など	29億4,715万2千円	10億679万9千円	32万9,733円
民生費	各福祉制度に基づく高齢者、障がい者、子育て支援など	15億8,142万4千円	16億3,594万7千円	17万6,933円
公債費	これまでの公共事業などの財源として借り入れたお金の返済金	8億2,472万2千円	8億2,513万円	9万2,271円
衛生費	健康増進、ごみ、し尿の処理など	7億8,830万1千円	7億8,415万6千円	8万8,197円
消防費	消防組合の運営負担金や消防施設の整備、消防団の運営費など	7億5,769万5千円	3億9,304万2千円	8万4,772円
土木費	道路の整備や都市計画事業、公営住宅の管理など	7億5,121万8千円	5億8,481万8千円	8万4,048円
教育費	小・中学校、幼稚園等の管理運営や、生涯学習の推進など	6億6,061万2千円	6億7,195万4千円	7万3,910円
農林水産業費	農業・林業・畜産の振興や、農道・林道の整備など	5億4,967万円	4億8,611万円	6万1,498円
その他	議会の運営や商工観光の振興、災害復旧など	4億6,078万4千円	4億1,008万9千円	5万1,553円
計		93億2,157万8千円	67億9,804万5千円	104万2,915円

令和2年度 歳出(目的別)の割合



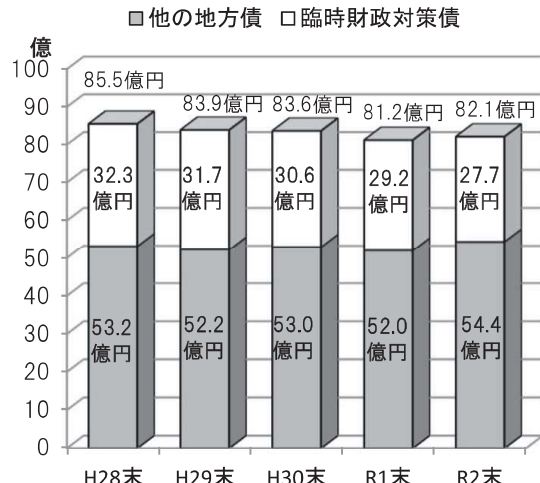
◆基金(預金)の現在高

近年は、基金現在高は減少傾向にありましたが、令和2年度は土地開発公社及び土地開発基金の廃止に伴い、その資金を、老朽化する公共施設等の改修等の財源を確保するため、新たに設置した公共施設等整備基金へ積み立てたことにより、現在高は増加しています。



◆地方債(借金)の現在高

毎年度の借入額を同年度の返済額以下に抑える取り組みにより、残高は減少傾向にあります。令和2年度は、防災行政無線整備事業の財源として町債を増額したため、現在高は増加しています。
※臨時財政対策債は、国の施策により借り入れるもので、その返済は国が財源措置を行います。



性質別分類 歳出を性質（人件費等）別によって分類したもの

性質別では、特別定額給付金の実施等に伴い増額した補助費等が最も大きく、次いで道路などの生活基盤や町有施設の整備などの普通建設事業費となっています。

項目	内容	令和2年度決算額	令和元年度決算額	町民一人あたりの額
消費的経費	補助費等	20億2,208万6千円	10億2,761万円	22万6,235円
	人件費	12億9,437万3千円	11億3,651万3千円	14万4,817円
	物件費	9億2,891万5千円	8億4,159万1千円	10万3,929円
	扶助費	9億1,716万1千円	8億9,527万1千円	10万2,613円
	維持補修費	6,506万2千円	6,187万2千円	7,279円
その他経費	積立金	9億6,262万2千円	3億7,809万4千円	10万7,700円
	公債費	8億2,472万2千円	8億2,513万円	9万2,271円
	繰出金	6億6,285万8千円	6億6,115万3千円	7万4,162円
	貸付金	168万円	0円	188円
	投資及び出資金	0円	0円	0円
投資的経費	普通建設事業費	15億8,110万8千円	9億2,474万5千円	17万6,897円
	災害復旧事業費	6,099万1千円	4,606万6千円	6,824円
計		93億2,157万8千円	67億9,804万5千円	104万2,915円

湧水町の決算を「家計」に例えると？

一般会計の決算を年間の収入が約400万円（1月あたり33万3千円）の平均世帯（夫婦共働き4人家族）の家計に置き換えてみると・・・

《収入》		《支出》	
給与 (町税などの自主財源)	6万4,635円	食費 (人件費)	4万4,807円
親からの援助 (地方交付税, 国県支出金など)	19万6,903円	家族の医療費や保険料 (扶助費)	3万1,742円
臨時収入 (寄附金)	1万4,852円	ローンの返済 (公債費)	2万8,549円
貯金の取り崩し (繰入金)	2万6,440円	光熱費や通信費など (物件費)	3万2,129円
銀行等からの借入(町債)	3万170円	家・家財等の修理・買換え (維持補修費・普通建設事業費等)	5万9,065円
銀行等からの新たな借入が3万170円に対し、ローン元金を2万7,065円返済しており、借金残額は増加していますが、貯金積立3万3,323円に対し、貯金の取り崩しは2万6,440円となり、貯金残額も増加しています。		子どもへの仕送り (繰出金・補助費等)	9万2,904円
計	30万2,830円	貯金の積立 (積立金)	3万3,323円
貯金残額(基金)	127万2,041円	友人へ貸したお金 (投資及び出資金・貸付金)	64円
ローン残額(町債)	341万158円	計	32万2,583円
		残金(翌月へ繰越し) (実質収支)	1万417円

○特別会計決算報告

会計名	区分	決算額	実質収支額
国民健康 保険事業	歳入	15億112万4千円	3,189万1千円
	歳出	14億6,923万3千円	
介護保 険事業	歳入	14億2,524万3千円	4,491万1千円
	歳出	13億8,033万2千円	
後期 高齢者 医療事業	歳入	1億6,127万3千円	12万5千円
	歳出	1億6,114万8千円	

○企業会計決算報告

企業会計は、一般会計と違い日常の営業活動に要する収入と支出を示す「収益的収支」と、施設の建設や改良などに要する収入と支出を示す「資本的収支」に分かれています。

会計名	区分	決算額	
水道 事業	収益的収支	水道事業収益	2億2,491万2千円
		水道事業費用	1億8,805万8千円
水道 事業	資本的収支	資本的収入	81万8千円
		資本的支出	1億1,165万7千円

※企業会計は、会計方法が異なるため、不足額は過年度分損益留保資金で補てんしました。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

○本町の財政の健全化を判断する比率は、いずれも警戒ラインを下回っています。

財政の悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、健全化判断比率として4つの指標及び公営企業の経営状況を示す資金不足比率が定められています。この法律に基づき、令和2年度の健全化判断比率、資金不足比率を以下に公表します。

湧水町の指標は、下表のとおり警戒ラインとなる早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っていますが、今後は老朽化した各施設への対応や、歳入の地方交付税等の減少などにより、健全化判断比率が上昇する可能性があります。

◆健全化判断比率（※実質赤字比率、連結実質赤字比率は全会計に赤字がないため算出されていません。）

指標名	令和2年度 比率	令和元年度 比率	早期健全化 基準	財政再生 基準	比率の内容
実質 赤字比率	無し	無し	15.0%	20.0%	一般会計の実質赤字額の割合であり、これが生じた場合には赤字の解消を図る必要があります。
連結実質 赤字比率	無し	無し	20.0%	30.0%	一般会計などの実質赤字額の割合であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。
実質 公債費 率	8.3%	8.2%	25.0%	35.0%	一般会計などが負担する地方債償還額の割合であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。
将来負担 率	10.8%	25.9%	350.0%	—	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の割合であり、この比率が高い場合、将来の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

◆資金不足比率（※資金不足比率は水道事業会計が資金不足となっていないため算出されていません。）

会計名	令和2年度 比率	令和元年度 比率	経営健全化 基準	比率の内容
水道事業	無し	無し	20.0%	公営企業の資金不足額の事業規模に対する割合であり、この比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

○各指標が基準を上回るとどうなるの？

【早期健全化基準を1つでも上回ると】

○ 財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告し、この計画に基づく財政健全化に取り組むこととなります。

【財政再生基準を1つでも上回ると】

○ 財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事を経由して総務大臣に報告し、この計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。なお、総務大臣の許可が得られなければ災害復旧事業等以外の地方債の起債が出来なくなります。

令和2年度 湧水町人事行政の運営等の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び湧水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年湧水町条例第1号）第6条の規定に基づき、令和2年度の湧水町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用と退職状況（単位：人）

区分	退職	採用 (再任用含む)
人数	4	4

- 令和2年度は2名の職員を新規採用しました。
- 退職者は、定年退職3名、普通退職1名、勸奨退職0名、懲戒免職0名でした。
- 再任用は、定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職若しくは短時間勤務の職（1週間あたり15時間30分～31時間）に採用することができますが、令和2年度に再任用職員を2名採用しました。

(2) 部門別職員数の状況（単位：人）

部門	区分	職員数		増減数
		R2.4.1	R3.4.1	
一般行政部門 (福祉関係を除く)	議会	3	3	0
	総務	33	32	△1
	税務	9	10	1
	農林水産	19	20	1
	商工	5	5	0
	土木	13	14	1
	小計	82	84	2
関係福祉	民生	12	12	0
	衛生	7	10	3
	小計	19	22	3
一般行政部門計		101	106	5
特別行政（教育）		23	23	0
公営企業等	水道	3	3	0
	国保	4	4	0
	介護	10	10	0
	後期高齢	1	1	0
	小計	18	18	0
合計 〔条例定数の合計〕		142 〔175〕	147 〔175〕	5

職員給与の定め方

地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与などを参考に町議会の議決を経て、「湧水町職員の給与に関する条例」などで定められています。

2. 職員の給与の状況[町長部局等]

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (R2年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H30年度の 人件費率
R2年度	人 8,938	千円 9,321,578	千円 294,796	千円 1,282,739	% 13.76	% 16.71

※人件費には、特別職（各種委員を含む。）に支給される給料、報酬等を含みません。

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算ベース）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員 手当	期末勤 勉手当	計 B	
R3年度	人 144	千円 545,298	千円 70,955	千円 219,155	千円 835,538	千円 5,801

※職員数は、R3.4.1現在で、水道事業は含みません。
※職員手当には退職手当、児童手当は含みません。

(3)職員の平均給料，給与月額等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
湧水町	42.9歳	316,623円	358,170円

(1) 給与実態調査の数値です。
 (2) 「平均給料月額」とは，職員の基本給の平均月額です。
 (3) 「平均給与月額」とは，給料に諸手当を加えたものの平均月額です。

(4)職員の初任給の状況
 （令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	湧水町	国
大学卒	182,200円	182,200円
高校卒	150,600円	150,600円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 （令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	経験年数 10～15年	経験年数 15～20年	経験年数 20～25年
大学卒	246,500円	324,800円	358,400円
高校卒	221,500円	247,900円	323,100円

(6)一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事・主事補 技師・技師補	主任	主査	係長・主幹	課長補佐等・主幹・監理官	課長等 参事等	課長等 参事等	
職員数	15人	14人	20人	25人	34人	15人	0人	123人
構成比	12.2%	11.4%	16.3%	20.3%	27.6%	12.2%	0.0%	100%

(7)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当（令和2年度）

湧水町				
1人当たり平均支給額（R2年度）1,541千円				
（R2年度支給割合）				
期別	期末手当		勤勉手当	
	一般職	管理職	一般職	管理職
6月期	1.300	1.100	0.95	1.15
12月期	1.250	1.050	0.95	1.15
計	2.55	2.150	1.90	2.30

（加算措置の状況）

職制上の段階，職務の級等による加算措置
 ・役職加算 5～15%
 ・管理職加算 なし

※期末・勤勉手当の1人当たりの平均支給額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

②退職手当（令和2年度）

区分	湧水町	
	自己都合・その他	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算	定年前早期退職特例措置 （退職手当特例制度による）	
1人当たり平均支給額（R2年度）	610千円	22,191千円

③特殊勤務手当 制度廃止済

④時間外勤務手当 ※水道事業は含まれません。

支給実績（R1年度決算）	25,382 千円	職員1人当たり平均支給年額（R1年度実績）	197 千円
支給実績（R2年度決算）	26,628 千円	職員1人当たり平均支給年額（R2年度実績）	213 千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	R1年度支給職員数	1人当たり平均支給月額
扶養手当	配偶者 6,500円 子(1人につき) 10,000円 父母等(1人につき) 6,500円 満16歳～22歳までの子〔加算〕 5,000円	同	—	77人	24,200円
住居手当	借家等 家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃22,000円以上の場合 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円 最高支給額 28,000円	同	—	40人	14,300円
通勤手当	交通機関利用者等職員 運賃相当額(最高限度額55,000円) 自動車等使用職員(片道2km以上) 2,000円～以下距離毎に異なる 最高31,600円	同	—	74人	5,100円
管理職手当	総務課長 40,000円 支所長 32,000円 その他の課長 32,000円	異	役職により多種あり	13人	32,600円

※1人当たりの平均支給月額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

(8)特別職の報酬の状況

区分		給料月額等
給料	町長	764,000円 ※4月～3月(611,200円)
	副町長	608,000円 ※4月～3月(547,200円)
	教育長	574,000円 ※4月～3月(545,300円)
報酬	議長	305,000円
	副議長	252,000円
	常任委員長	244,000円
期末手当	議長	229,000円
	町長	3.40 月分
	副町長	3.40 月分
	教育長	3.40 月分
	議長	3.40 月分
	副議長	3.40 月分
	常任委員長	3.40 月分
	議長	3.40 月分

※は、令和2年度における独自減額措置です。

3.職員の勤務時間その他の勤務条件に関する状況

勤務時間	1週間の勤務時間	38時間45分	
	開始時間	8時30分	
	終了時間	17時15分	
	休息時間	廃止	
	休憩時間	12時～13時	
(年次有給休暇)取得状況	総付与日数	5,538日	
	総使用日数	1,278日	
	対象職員	146人	
	平均使用日数	9.0日	
	取得率	23.88%	
(育児休業)休業の状況	新たに育児休業した者	男性0人	女性0人
	前年からの取得者	男性0人	女性1人

4.職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1)分限処分者数 2人
(2)懲戒処分者数 0人

5.職員のサービスの状況

サービスの根本基準

地方公務員法第30条は「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。これは、憲法第15条第2項が「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

- ①法令及び上司の命令に従う義務 ②職務に専念する義務
③信用失墜行為の禁止 ④秘密を守る義務
⑤政治的行為の制限 ⑥争議行為等の禁止
⑦営利企業等の従事制限

6. 職員の研修及び人事評価の評定の状況

	研修区分	期間	参加人数
一般研修	新規採用職員研修(前期) 他4	12日	11名
その他	クレーム対応研修 他1	4日	62名
町独自	職員研修(事務改善について) 他6	21日	347名

〔人事評価の状況〕

職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図るため、人事評価を実施し、その結果を適材適所の人員配置等に活用しています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生事業の実施状況概要

区 分	内 容
職員の安全衛生管理	職場における安全衛生の確保を図るため、各種施策を実施しました。 ①職員安全衛生委員会の開催 ②職場環境の点検 ③職員定期健康診査の実施 ④ストレスチェックの実施 ⑤メンタルヘルスカウンセリングの実施

(2) 公務災害補償の発生状況（令和2年度）

区分	身分	請求件数	認定件数	
			公務上	公務外
公務災害	常勤職員	0件	0件	0件
通勤災害	常勤職員	0件	0件	0件

※パートタイム会計年度任用職員は除く

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷・疾病・障害・死亡)又は通勤途中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

(3) 勤務状況に関する措置の要求の状況（令和2年度）

R1年度末 係属件数	R2年度末 措置要求件数	R2年度処理件数			R2年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0件	0件	0件	0件	0件	0件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。

地方公務員法第46条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度）

R1年度末 係属件数	R2年度末 不服申立件数	R2年度処理件数			R2年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0件	0件	0件	0件	0件	0件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。

地方公務員法第49条の2において職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができることとなっています。

8.職員の給与の状況[水道事業]

(1)職員給与費の状況

①決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
R2年度	千円 181,220	千円 32,226	千円 18,801	10.37 %	9.90 %

※職員給与費には法定福祉費は含みません。

②当初予算ベース

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
R3年度	人 3	千円 12,359	千円 1,765	千円 5,150	千円 19,274	千円 6,425

※給与費は令和3年度当初予算額に計上された額です。

※職員手当には退職手当，児童手当は含みません。

(2)職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

企業職	平均年齢	基本給	平均月収額
	45.7 歳	342,600 円	388,286 円

※「基本給」とは職員の基本給の平均月額です。
 ※「平均月収額」とは給与に諸手当を加えたものの平均月額です。

(3)職員の手当の状況（令和2年度）

項目	平均支給年額（1人当たり）		支給内容	
① 期末手当・勤勉手当	1,693 千円			内容及び支給 単価等は一般 行政職と同じ
② 退職手当	0 千円			
③ 特殊勤務手当	制度廃止済			
④ 時間外勤務手当	166 千円			
⑤ その他の手当	支給者数	平均支給月額		
	扶 養 手 当	1 人	19,833 円	
	住 居 手 当	1 人	17,500 円	
	通 勤 手 当	1 人	4,200 円	
管 理 職 手 当	1 人	32,000 円		

鹿児島県霧島アートの森 アートラボ
イカ画家 宮内裕賀 公開制作交流
「イカイカ天国」

イカへの旺盛な探究心を礎にひたすらイカの絵を描き続ける「イカ画家」宮内裕賀が、「いきいきセンターくりの郷」を舞台に、2週間をかけて公開制作した幅9mもの巨大な作品を展示します。

【会場】いきいきセンター くりの郷 (始良郡湧水町米永411-1)
【期間】開催中～11月29日(月)まで
10:00～22:00 (最終入場21:00まで)
* 11/15(月) 休館
* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、期間等が変更になる場合があります。
観覧無料



【主催】
鹿児島県霧島アートの森
【協力】
湧水町／湧水町教育委員会
ART IN THE OFFICE 2020 《イカリング》

美術作家 平川渚
「手編みの物語をあつめる」プロジェクト
「あみものをほどく」
ワークショップ

10月1日から11月7日までくりの図書館を会場に展示したプロジェクト展「いとなみ」。町内の方からあつめた編み物をもとに平川さんが大きな作品に仕上げていました。この編み物のうち寄贈いただいたものを、みなさんと一緒に糸にほどいていくワークショップを行います。

【会場】湧水町くりの図書館 (始良郡湧水町米永411-1)
【期間】開催中～11月21日(日)まで
10:00～16:00 *月曜日休館
予約不要／参加料無料(どなたでも参加できます。)
* 10時から16時の都合の良い時間にお越しください。
* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、期間等が変更になる場合があります。

最新情報は霧島アートの森ホームページや電話にてご確認ください。

【お知らせ】

○くりの図書館(くりの郷)と霧島アートの森をつなぐスタンプラリーを実施中!

イカ画家宮内裕賀さんの作品をご覧になった方は、くりの図書館でカードを受け取って霧島アートの森の野外作品もご覧いただくと、グッズをプレゼントします。グッズの交換は12/12(日)まで。(霧島アートの森でカードを受け取って、くりの図書館でグッズと交換することもできます。)

- 開園時間 9:00～17:00 (入園は16:30まで)
- 休園日 月曜日(祝日の場合は翌日)
- 入園料 一般:320(250)円／高校生:210(160)円／小中生:150(120)円
1 ()内は20人以上の団体料金
2 県内の小・中・高校生(18歳以下)は土・日・祝日のみ入園料が免除
3 県内の70歳以上の方は入園料が免除
* 2・3は年齢や住所を確認できる書類の提示が必要
- アートホールは改修工事中ですが、野外常設展示はご覧いただけます。
- 問い合わせ先 鹿児島県霧島アートの森 電話0995-74-5945



ゆるゆるとはな

この「ゆるゆるとはな」コーナーに句を掲載したい方は、毎月15日までに栗野中央公民館までお届けください。

短歌

さやさやと白萩ゆれて秋の風雲一つなき名月の宵
台風を雲の動きで知る如く世の動き観て預言を信ず
一本の抜薔のあとの身の重さ 80・20の持ちこたえる重さ
石垣の割れ目根づいてすすきあり穂を飛ばしてどこに根づくや
いつの間にか芒や萩の目立ちきり夫釈秀優の忌の近づけり
秋風に波だち揺れるススキの穂日射を受けて白く輝く
天空の一点占めて光る星見渡す空に生の喜び

川柳

そらいけとジャパンカ士にひいきする

俳句

彼岸花故夫の指文字「ア・リ・ガ・ト・ウ」

薩摩狂句 (唱) 福田三四五

風呂れ浸かつ虫の鳴つ声い疲勞も止ん

(唱) こげな幸福く見ひくいごちやつ

芋んしの厄つけな病で食もならじ

(唱) 我々達つも根が腐敗んごっ

デイの衆と唐芋を小間切つ菓子作り

(唱) 芋巾着て笑顔ん三時

林 静子

福田三四五

崎田 ユミ

中村 綾子

坂元 美子

今西 麗子

内村美代子

広田シゲ子

西園らん子

田島総入歯

ちよっしもた

店ん幸ちゃん

くりの図書館に行こう！



10月17日 秋のとしょかんまつりを行いました！

10:30～
おはなし会

図書館職員が、秋の絵本やエプロンシアターなどの読み聞かせを行いました。おはなし会の後には、「ムクムクおばけ」を作りました！



13:30～
創作教室

霧島アートの森の矢野先生を講師に、しおり作りを行いました。図書館の本をもとに、アイデア満載の素敵なしおりができました。



～11/7
ブック
リサイクル

毎年楽しみにされている方も多いこのイベント。何かお宝がないかと、みなさんじっくりと選んで行かれます。



図書館職員
おすすめの本100
11月24日(水)まで
紹介している本の
リストの配布も行っています。

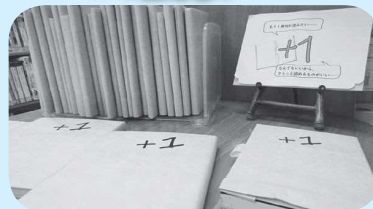
赤ちゃん絵本

10月13日に赤ちゃん広場に行ってきました！手遊びうたや絵本の読み聞かせの後には、出張貸出を行いました。図書館には、赤ちゃんの絵本コーナーや育児に関する本もたくさんあります。



図書館の新しい魅力を
見つけてみよう⑥

+1展示



利用者の声にお応えして、1月に行ってきた「福袋」展示の常設展示を設けています。その名も「+1展示」。「あと1冊何か読みたい」という時に、ぜひご利用ください。

開館時間：午前10時～午後6時（毎週金曜日は午後7時まで）

休館日：毎週月曜日、祝日（こどもの日、海の日、文化の日を除く）、毎月第4木曜日、年末年始（12/28～1/4 月曜休館含む）

問合せ先：くりの図書館 Tel 74-1821

国民年金のお知らせ

11月は「ねんきん月間」です。

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



「年金出張相談」のご案内

開催場所・日時

場 所 : 湧水町役場 栗野庁舎 別館2小会議室
日 時 : 12月16日(木) 令和4年2月17日(木)
9:30から15:30まで(12:00～13:00を除く)

相談に関するお問い合わせ・ご予約

加治木年金事務所 お客様相談室 ☎0995-62-3511

※自動音声案内が流れましたら、最初に「1」を押してください。

次の自動音声案内が流れましたら「2」を押してください。

電話予約受付時間は8:30から17:15までです。

(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

「国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！」

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中に納められた保険料の全額です。(配偶者やお子様等の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も控除が受けられます。)

社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告の際に、日本年金機構から対象者宛てに発送される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

◇控除証明書発送スケジュール◇

令和3年1月1日から令和3年9月30日までの納付分・・・令和3年11月上旬

令和3年10月1日から令和3年12月31日までの納付分・・・令和4年2月上旬

問合せ先

栗野庁舎 住民税務課 Tel: 74-3111 (内線2154)
加治木年金事務所 Tel: 62-3511

国民健康保険の保険証を利用される方へ

第三者行為でケガや病気をした場合は、 「第三者行為による傷病届」の提出が 義務づけられています。

(国民健康保険法施行規則第32条の6)

第三者によるけがや病気で、国民健康保険の保険証を使って治療を受けたときには、第三者行為による傷病届の提出が必要です。

第三者行為により治療を受けた場合、その治療費は、本来、加害者が負担しなければならないものです。第三者行為による傷病届の届出がされない場合、国保から加害者へ請求ができないため、治療費を国保が負担することとなり、国保加入者の保険税の負担増加にも繋がってしまいます。

第三者行為とは…

交通事故（バイクや自転車、歩行中の事故を含む）



他人の飼い犬（動物等）にかまれたとき



けんか等の傷害事件に巻き込まれたとき



購入食品や飲食店等での食中毒



以下のような場合は、国保は使えません。

- ・勤務中又は通勤中の事故（労災保険の適用）
- ・自らの不法行為（飲酒運転や無免許運転等）による事故
- ・既に加害者と示談を済ませてしまったとき

詳しくは、下記問合せ先にご連絡をお願いします！！

問合せ先

栗野庁舎 健康増進課

Tel: 74-3111 (内線2100)

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集!!



陸上自衛隊高等工科学校とは、将来陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信を持って対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者等を対象に採用する制度です。ご不明な点がございましたら下記自衛隊鹿児島地方協力本部国分地域事務所まで、お問い合わせください。

●推薦

熊本市健軍駐屯地	受付期間	試験期日	最終合格発表	試験会場
男子で中学(見込含) 17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者	令和3年 11月1日(月) ~ 12月3日(金)	令和4年 1月8日(土) ~ 11日(火) ※いずれか1日を指定されます。	令和4年 1月20日(木)	熊本市 健軍駐屯地

●一般

応募資格	受付期間	試験期日	最終合格発表	試験会場
男子で中卒(見込含) 17歳未満の者	令和3年 11月1日(月) ~ 令和4年 1月14日(金)	1次試験 令和4年 1月22日(土) ~ 23日(日)	令和4年 1月28日(金)	国分駐屯地
		2次試験 令和4年 2月3日(木) ~ 6日(日)	令和4年 2月17日(木)	

○問い合わせ先 自衛隊鹿児島地方協力本部 国分地域事務所
TEL 0995-45-1836

始良伊佐地区租税教育推進協議会主催 令和3年度「税に関する作品」表彰

■標語の部

○加治木税務署長賞

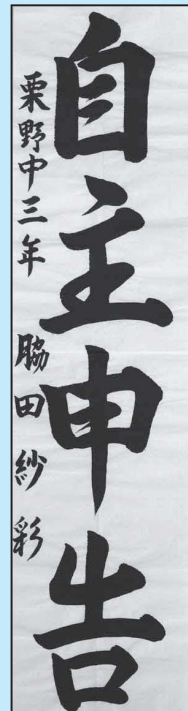
「税金で みんなとつくる 豊かな未来」

植林 里帆さん (轟小6年)

■習字の部 (中学校)

○佳作

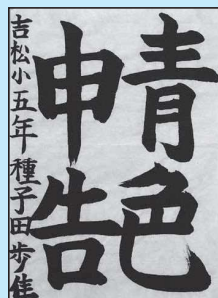
脇田 紗彩さん (栗野中3年)



■習字の部 (小学生)

○佳作

野本 咲羽さん (栗野小6年) 種子田 歩佳さん (吉松小5年)



■ポスターの部

○加治木税務署長賞

吉田 真悠さん (鹿児島第一中1年)
※西下場地区在住



第73回人権週間

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々
とが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日第3回国際連合総会において採択
されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー (Human Rights
Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請してい
ます。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする12月4日から10日までの1
週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及高揚を
図るため、各種啓発活動を実施します。

法務省の人権擁護機関では、人権週間以外においても、電話相談に応じています。

いじめや虐待、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷な
ど一人で悩まず気軽に電話ください。

電話相談窓口

鹿児島地方法務局霧島支局

☎0995-45-0064

子どもの人権110番(全国共通)

☎0120-007-110

※8時30分から17時15分まで(土・日曜日、祝日を除きます。)

みんなの人権110番(全国共通)

☎0570-003-110

女性の人権ホットライン(全国共通)

☎0570-003-110

問合せ先	鹿児島地方法務局霧島支局	TEL 0995-45-0064(代)
	鹿児島県人権同和对策課	TEL 099-286-2111(代)
	湧水町役場住民税務課	TEL 0995-74-3111(代)

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行
され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされまし
た。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は国際社会を挙げて取り組むべき課題とさ
れています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による日本人拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮により多くの日本人が拉致されました。現在、17名が政府
によって拉致被害者として認定されています。

拉致問題は我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、日本政府は、案日不明の
拉致被害者が全て生存しているとの前提に立って、被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うよう
強く求めています。

政府は国の責任において、拉致問題の解決に取り組み、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向け
て全力を尽くします。

政府拉致問題対策本部 <http://www.rachi.go.jp/>
法務省 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

鹿児島地方法務局・鹿児島県事件養護委員連合会 鹿児島県人権啓発ネットワーク協議会

問合せ先 鹿児島地方法務局霧島支局 TEL 0995-45-0064(代)

日本の秋を楽しんでいます!!

みなさん、こんにちは！ 最近忙しくて、冬服の用意ができていません。初めて湧水町に来たのは冬で、湧水町ほど寒いところに住むのも初めてで苦労しました。オーストラリアの秋は、平均で18度～22度なので今年の秋は寒いです。幸いなことに、湧水町にはたくさんの温泉があります！

今年も町内の学校の体育祭や運動会を見る機会がありました。児童生徒みんなが大活躍でした。オーストラリアの運動会は日本の運動会とは大きく異なります。オーストラリアでは平日に行われ、陸上記録会のように行われます。ですから、保護者が来て応援するのは非常に珍しいことです。

さて、私は10月28日に29歳になりました！オーストラリアでは、20代最後の誕生日を素敵なパブに出かけて友人たちと盛大にお祝いします。パブはオーストラリアの居酒屋で、人々が集まって食事やビールを飲んだりします。

10月のハロウィンでは、友人たちが色々な方法でお祝いしました。オーストラリアでは、アメリカほど人気ではありませんが、ハロウィンの装飾を楽しんでいます。私は吉松幼稚園のみなさんとハロウィンの塗り絵を楽しみました！！

最後に、前回のニュースレターで紹介したオーストラリアのスラング（俗語）の答えを発表します。みなさんはいくつ正解できましたか？それでは素敵な秋を楽しんでください！

オーストラリアのスラング	答 え
Maccas (マカス)	McDonalds (マクドナルド)
Chrissie (クリッシー)	Christmas (クリスマス)
Snag (スナッグ)	Sausage (ソーセージ)
G' day (グデイ)	Good day (こんにちは)

吉松幼稚園の園児の作品です!



私たちのスポーツ

第68回全九州高等学校 剣道競技大会

○期日…7月3日
○場所…吹上海浜公園体育館

▼女子団体戦

ベスト8

錦江湾高等学校3年

宮園 理紗子(北方地区)

▼女子個人戦

第3位 有田 つくし(吉松中1年)

ベスト8

二渡 紀香(吉松中2年)
竹崎 暖埜(栗野中2年)

第2回始良伊佐地区 小学校バレーボール大会

○期日…10月2日
○場所…横川総合体育館

▼男子・混合の部

第2位

よしまつJVCスポーツ少年団

第2回始良・伊佐地区小学校 バレーボール新人大会

○期日…10月17日(日)
○場所…牧園アリーナ

▼Bパート

第3位

よしまつJVCスポーツ少年団

コロナに負けるな！ 小学校バレーボール大会

○期日…10月31日(日)
○場所…いちき串木野市 総合体育館

第2位

よしまつJVCスポーツ少年団

始良・伊佐地区 中学校新人剣道大会

○期日…10月13日～14日

○場所…霧島市溝辺体育館
中学校団体戦の部(女子の部)

▼準優勝 栗野中学校

(先鋒) 前田 はな (栗野中2年)
(中堅) 竹崎 暖埜 (栗野中2年)
(副将) 宮園 留梨子 (栗野中1年)
(大将) 田原 瑠菜 (栗野中2年)

▼2年男子個人戦

第5位

喜多田 宗二郎(栗野中2年)

お知らせ 掲示板

町などからのお知らせや募集などの情報をお届けします。

法定調書の提出は1月31日まで

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、源泉徴収票や支払調書などの法定調書（一部を除く。）を一年間の支払分を取りまとめて税務署に提出することになっています。

令和3年中の支払いに係る法定調書の提出は、令和4年1月31日までとなっておりますので、期限までに提出してください。なお、マイナンバー制度の導入により、法定調書の提出義務者（支払者）は、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー、または法人番号を記載する必要があります。

また、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である場合については、電子申告、光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が必要です。提出について、ご不明な点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。

▼問合せ先

加治木税務署 総務課

☎0995-6212161

※自動音声案内

伐ったら、植えよう！

再造林の必要性

- 再造林とは
・スギやヒノキなどの人工林を伐採した跡地に苗木の植栽を行うことです。
- なぜ、再造林が必要なのか
・人工林の伐採跡地を放置すると、土砂流出防止等の機能が低下する恐れがあります。

・将来にわたり、木材を安定的に供給することができず。

・再造林することで、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進に貢献できます。

○再造林に対する助成制度について

・再造林を行う場合には以下の助成制度があります。

- ①造林補助事業（公共事業）
標準経費の68%又は36%の補助率
- ②未来につなぐ森林づくり推進事業
苗木等の資材代に対する経費の定額補助など

▼問合せ先

始良 伊佐地域振興局 林務水産課

☎0995-6318159

産業振興課 林産振興係

☎0995-7413111

令和4年度の「裁判員候補者」又は「検察審査委員」に選ばれたみなさんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。（ただし、20歳未満は除く）。選定された候補者の方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」又は「検察審査委員候補への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する二つの制度です。ぜひご協力ください。

▼問合せ先

裁判員

鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係

☎099-22217157

検察審査員

鹿児島検察審査会事務局

☎099-80813719

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、4月入学制を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことが出来ます。全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

資料を無料で差し上げています。

▼出願期間

第1回 令和4年2月28日

第2回 令和4年3月15日

▼問合せ先

放送大学鹿児島学習センター

☎099-23913811

つらい気持ち、不安や心配ごと等の無料相談会「ほっ！と相談」を開催

専門的な知識と温かな対話で人の心を癒す心のケアの専門職である「精神対話士」が、将来への希望や心配ごと等について話を聴き、一緒に考え相談に応じます。

※事前の予約、当日も可。電話相談も可。
※守秘義務については万全を期しております。

※コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。発熱などの症状がある方は、ご遠慮ください。

▼開催期日

11月 27日(土)、28日(日)

12月 4日(土)、5日(日)

1月 11日(土)、12日(日)

1月 15日(土)、16日(日)

23日(日)、30日(日)

各日、午後1時～午後5時

▼対象者

若年層(39歳以下の方)及び

その保護者などの相談も可

▼会場

霧島市国分公民館3階
(国分シビックセンター内)

▼申込・問合せ先・電話相談

内閣府認可一般財団法人

メンタルケア協会鹿児島事務所

担当:肥後

☎080-815918133

※会場に足を運ばない方は電話での「電話相談」も行っています。

町内小学校に防犯グッズを贈呈



10月8日、伊佐湧水地区防犯協会と伊佐湧水警察署から、町内の小学校に反射ベストとのぼり旗が町内小学校へ贈呈されました。

贈呈式では栗野小学校の猿渡校長に伊佐湧水地区防犯協会の副会長を勤める池上町長から反射ベストとのぼり旗が手渡されました。

中津川ファーム様よりマスク寄贈



10月7日、中津川ファーム様よりマスク1,000枚の寄贈がありました。

今回寄贈いただきましたマスクは来庁された方や災害時の避難所などに活用させていただきます。

ご寄贈いただきありがとうございます。

湧水町立幸田小学校 創立140周年



幸田小学校は明治14年4月10日に創立され、今年で140周年を迎えました。それを記念して、運動会当日、子どもたち・教職員・保護者・祖父母そして来賓の皆さんのおよそ70人でドローンを使っての撮影が行われました。撮った写真は校区の皆さんにも配られるそうです。

神馬場教頭先生からは「今年は児童数15人と人数は少し寂しいですが、全員が仲良く、力を合わせて、毎日元気に活動しています。今後は10年後の150周年をめざし、地域の皆さんから愛される幸田小学校であり続けられるように頑張っていきたいと思います。」との言葉をいただきました。

湧水町カヌークラブへ助成金の贈呈



10月10日、湧水町轟の瀬カヌー競技場にて、日本教育公務員弘済会鹿児島支部より、湧水町カヌークラブに助成金が贈呈されました。

この助成金は、かごしまの風土や伝統を生かし、異年齢の中での様々な体験活動を通して心身ともにたくましい青少年の育成に携わっている団体に助成をすることを目的としており、特色ある活動に取り組んでいる湧水町カヌークラブに交付が決定されました。

湧水町カヌークラブは、町内の小学生3名が会員で鹿児島県カヌー協会・湧水町カヌー協会の方々と共に練習やふれあい活動に毎週取り組んでいます。

ふるさとの自然に触れ合い、カヌーの楽しさや難しさにチャレンジされたい方は、会員募集を行っていますので、生涯学習課までご連絡ください。

芸術文化作品展のお知らせ(12月1日～12月24日) いきいきセンターくりの郷町民ホールで開催します

本年度も秋まつり町文化祭が中止となりましたが、文化の香り高いまちづくりを推進するため「芸術文化作品展」を開催します。新型コロナウイルス感染症防止対策を図りながら個性豊かな子どもたちの作品や完成度の高い文化団体等の作品など展示します。芸術性あふれる作品をぜひご覧ください。



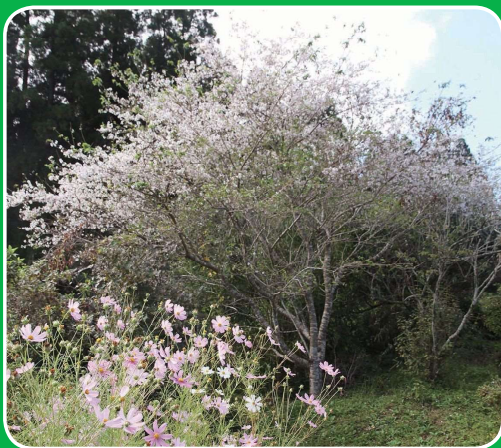
12/1(水)～12/12(日) 町内の園児及び児童・生徒の作品を展示します。

12/15(水)～12/24(金) 文化協会・福祉団体・公民館学級等一般の作品を展示します。

※12/20(月)は施設の休館日、13日(月)～14日(火)は作品の入替日となります。



【問合せ先】 吉松庁舎 生涯学習課 TEL: 75-2142



路傍の花
「四季桜」

(田尾原地区)

宝くじ助成金でコミュニティ活動備品を整備しました。

令和3年度コミュニティ助成事業を活用して小屋敷自治会が屋外無線放送設備を整備されました。

この事業は宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に自治会等が行う活動に必要な施設や設備の整備に対して、助成を行うものです。整備された設備は、地域コミュニティ活動をさらに充実させるために活用されます。

(小屋敷自治会)

屋外無線放送設備一式

(助成額)

220万円



このひろばでは、広報紙の感想、取り上げてほしい記事、写真等、町民の皆さまと作成していくスペースです。たくさんの募集や声をお待ちしております。※応募締切 毎月10日まで
必要事項を記入の上、以下のメールアドレスにご応募ください。

●お名前 ●写真の説明 ●連絡先 ●路傍の花の情報もお待ちしています。

【問合せ先】 栗野庁舎 総務課 文書広報係

☎ 74-3111 (内線 2223) ✉ somu@town.yusui.kagoshima.jp



人口の動き

住民基本台帳による
※外国人を含む

	人口	8,868人 (-6人, -160人)
男	4,161人 (0人, -74人)	
女	4,707人 (-6人, -86人)	
世帯数	4,689戸 (-8戸, -71戸)	
転入	19人	
転出	17人	
出生	4人	
死亡	12人	

令和3年10月末現在

※町外にて届を提出された方でおくやみ欄の掲載が必要な方は住民税務課までご連絡ください。

(故人)	(享年)	(自治会)
五反田 守	81	松本
有村 弘子	81	原田
荒川 順一	64	宮前
田原 久子	96	水窪
村田 拓哉	63	支区外
中村 憲次	77	麓
永吉 ユキノ	85	般若寺前
本村 ミエ子	96	中郡後
郡山 ハツミ	86	楠辺

※香典返し寄付につきましては、寄付受付日で掲載するため、おくやみの月とは異なる場合がありますので、ご了承ください。
※いただきましたご寄付は、地域福祉向上のため、有意義に活用させていただきます。

おくやみ

(敬称略)

(令和3年10月届出分)

(新生児)	(保護者)	(自治会)
黒田 侑未	裕海	尾鉢第2住宅
谷口 華澄美	龍司	支区外
恒岡 永笑	裕二	町外
向井 美来	隆成	坂元
米永 妃那	裕輝	池田

おめでた

(敬称略)

(令和3年10月届出分)

ご寄付ありがとうございました
湧水町社会福祉協議会
(令和3年10月届出分)

【香典返し】

宮前の荒川絹子さんから
(順一さん死去)
水窪の田原久男さんから
(久子さん死去)
町外の中村史毅さんから
(憲次さん死去)
二渡の前田清子さんから
(守さん死去)
原田の有村孝子さんから
(弘子さん死去)

日曜・祝日在宅医（薬局）（12月）

12月5日(日)	前田医院	74-5001	12月31日(金)	田代医院	74-2075
12月19日(日)	林内科	72-1818		アクア薬局	74-1078
12月30日(木)	サン調剤薬局	72-1800			
	伊東内科クリニック	72-9088			
	タイガー薬局	64-6700			

※都合により変更になる場合がありますので、ご連絡上、受診してください。

日曜・祝日歯科救急診療

時間 午前9時から午後3時まで
(受付：午後2時30分まで)
場所 始良地区歯科医師会館
口腔保健センター
(鹿兒島空港近く)
TEL 0995-58-4388
※受診の際は必ず保険証をご持参ください。

町長動静

(10月1日～31日)

- 10月1日(金) 鹿兒島刑務所視察委員 会
- 10月6日(水) 九州治水期成同盟連合会要望会(WEB会議)
- 10月7日(木) 県町村会理事会
- 10月8日(金) 県観光所在町村協議会歳入歳出決算監査 県庁人事課訪問
- 10月8日(金) 議会運営委員会
- 10月11日(月) 始良地区林材協会来庁 防犯グッズ贈呈式(伊佐湧水地区防犯協会)
- 10月12日(火) えびの駐屯地業務隊長来庁
- 10月12日(火) 議会本会議(最終) 議員全員協議会
- 10月14日(木) 伊佐湧水消防組合消防隊長来庁
- 10月14日(木) 肥薩線利用促進・魅力発信協議会総会(WEB会議)
- 10月15日(金) 町観光協会来庁 区長会
- 10月18日(月) 勝栗神社例祭
- 10月18日(月) 下場土地地区画整理審議会
- 10月19日(火) 県国有林野等所在市町村長有志協議会
- 10月19日(火) 県公民館関係者研修会
- 10月21日(木) 鹿兒島地方気象台長来庁
- 10月25日(月) 幸田小学校児童来庁
- 10月26日(火) 湧水グラウンド・ゴルフ協会秋季大会
- 10月27日(水) 土地画整理事業協議会
- 10月29日(金) 県町村会定期総会

ゆうすい くらしのカレンダー

- …くりの図書館
- …いきいきセンターくりの郷
- …栗野保健センター
- …吉保保健センター
- …吉保体育館
- …栗野中央公民館
- …吉松中央公民館
- …いきいきセンターくりの郷町民ホール

※下記に書いてあるイベント情報の日程は変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27
	母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約 子育て相談 (13:00～17:15) 休館日	資源ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東中下場・西下場地区) 休館日	結核レントゲン検診 (町内を巡回)	結核レントゲン検診 (町内を巡回) 休館日	資源ごみ収集 (川東地区)	
11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4
	母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約 子育て相談 (13:00～17:15) 休館日 結核レントゲン検診 (町内を巡回)	粗大ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東中下場・西下場地区) 結核レントゲン検診 (町内を巡回)		母子相談 13:30～ ※要予約	資源ごみ収集 (川西地区)	
12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11
	母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約 子育て相談 (13:00～17:15) 休館日	資源ごみ収集 (北方・轟・幸田・米永地区)			資源ごみ収集 (川東地区)	
12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18
	母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約 子育て相談 (13:00～17:15) 休館日	資源ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東中下場・西下場地区)		年金相談 9:30～15:30 栗野庁舎別館2小会議室【予約制】	資源ごみ収集 (川西地区)	
12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25
おはなしの森 10:30～	母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約 子育て相談 (13:00～17:15) 休館日 休館日	資源ごみ収集 (北方・轟・幸田・米永地区)		クリスマスおはなし会 よしまつふれあいの家 15:00～	資源ごみ収集 (川東地区)	

くりの図書館コーナー		いきいきセンターコーナー	
開館時間 午前10時～午後6時(金曜日のみ午後7時まで) 【休館日】 毎週月曜日・第4木曜日、 祝日(こどもの日、海の日、文化の日を除く)、 年末年始、特別館内整理日	温泉営業時間	午前10時～午後9時30分(最終受付は午後9時)	
	休館日	毎月第3月曜日(但し第3月曜日が祝日の場合は翌日)・元日	
	町民ホール	イカ画家 宮内裕賀 公開制作交流 作品展示 11月8日～11月29日 芸術文化作品展 学校作品展: 12月1日～12月12日・文化団体作品展: 12月15日～12月24日	
公民館コーナー	栗野中央公民館	絵手紙教室・トールペイント&チョークアート教室・暮らしに役立つ折り紙教室	11月12日～12月10日
	吉松中央公民館	水彩画教室	11月12日～12月10日